

改正 平成15年 8月18日 平成21年 4月 1日
平成25年 7月18日 平成25年 8月26日
平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市職員の再任用に関する条例（平成13年八王子市条例第76号。以下「再任用条例」という。）で定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する定年退職者等を再任用（同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）する場合の選考の対象となる職、選考基準及び選考方法等を定める。

(選考の対象となる職)

第2条 八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第21号）別表第4に定める給料表（一）等級別基準職務表及び給料表（二）等級別基準職務表のすべての職とする。

(任期)

第3条 再任用の任期は、4月1日から3月31日までの1年を超えない範囲内において適宜定める。

(勤務形態等)

第4条 勤務形態は、1週間当たり38時間45分勤務するフルタイム勤務職員及び15時間30分から31時間までの範囲内で定められた時間勤務する短時間勤務職員の2種類とする。

2 フルタイム勤務職員としての任期の末日は、原則として、その者が公的年金の支給開始年齢に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(勤務場所)

第5条 勤務場所は、再任用職員の職歴等を配慮のうえ、新規採用職員の配属先等を勘案し、公務の要請により人事異動の一環として決定する。

(意向確認)

第6条 当該年度の定年退職予定者に対し意向調査を行う。

2 再任用条例第3条第2項の職員の同意は、意向調査により確認する。

(職務の級)

第7条 フルタイム勤務職員は、退職時に任用されていた職（又は任用されていた職と同等の職）若しくは退職時に任用されていた職よりも下位の職に任用する。

2 短時間勤務職員は、退職時に任用されていた職に係わらず、退職時に給料表（一）の適用を受けていた者は主任級以下の職務の級に、退職時に給料表（二）の適用を受けていた者は業務主任級以下の職務の級に任用する。

3 昇給は行わない。

(選考委員会の設置)

第8条 総務部内に「再任用選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は次の各号に掲げる者で組織し、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

委員長 総務部長

副委員長 資源循環部長、学校教育部長

委員 職員課長

(選考方法)

第9条 選考の際は、第11条に規定する基準により審査し、再任用職員を決定する。

2 選考の結果は、速やかに当該職員へ通知する。

(更新方法)

第10条 再任用を更新する際は、次条に規定する基準により審査し、再任用職員の更新を決定する。この場合、必要に応じ、選考委員会により面接を行うことができるものとする。

(選考等の基準)

第11条 再任用職員を選考し、又は更新する基準は、次のとおりとする。

従前の勤務成績が優良であること。

任用に係る職があり、かつ、その職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。

健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。

(定年退職者に準ずる者の選考)

第12条 再任用条例第2条で定める定年退職者に準ずる者を再任用する場合は、論文及び面接による選考を実施する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、再任用職員の選考に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。